

令和6年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画



丹羽広域事務組合水道部

はじめに

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行っています。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行います。

目次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県水道用水供給事業からの受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点	2
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
9	関係者との連携	3

《令和6年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「令和6年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 配水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び原水とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「令和6年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

2 水道事業の概要（令和4年度末現在）

- (1) 水道事業体名 丹羽広域事務組合水道部
- (2) 給水区域 大口町、扶桑町（24.80km²）
- (3) 給水人口 59,140人
- (4) 給水戸数 24,817戸
- (5) 普及率 99.92%
- (6) 計画一日最大給水量 20,700m³（令和2年度認可値）
- (7) 一人一日最大給水量 346ℓ
- (8) 一人一日平均給水量 311ℓ

3 自己水源の状況及び愛知県水道用水供給事業からの受水状況

丹羽広域事務組合水道部の自己水源の状況としては、9か所の井戸で水を汲み、5か所の配水場で地下水を処理し供給しています。

また、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）からの受水状況としては、1か所の配水場で受水しており、当水道事業の年間総配水量の約64%を占めています。

給水状況

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給水人口	人	58,761	58,965	59,138	59,133	59,140
給水戸数	人	23,512	23,858	24,203	24,444	24,817
普及率	%	99.84	99.85	99.84	99.92	99.92
総配水量	m ³	6,750,317	6,781,448	6,927,297	6,980,287	6,724,047
県水受水量	m ³	4,253,512	4,198,305	4,371,968	4,506,586	4,279,649
一日最大配水量	m ³	21,308	20,728	20,442	20,682	20,473
一日平均配水量	m ³	18,494	18,529	18,979	19,124	18,422

愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 施設能力 344,300m³/日

4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と、県営水道より愛知県企業庁水質検査計画に基づく水質管理を行った浄水を受水し、各需要者に配水しています。水質検査頻度策定基準となる過去3年間の水質検査結果は、水質基準内の値を維持していますが、丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目については、検査頻度を増やして監視を行います。

5 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由、採水地点

(1) 水質検査を行う項目

(ア) 毎日検査項目

水道法施行規則第15条に基づき、色及び濁りと消毒の残留効果の検査を表1のとおり、各配水区域の末端給水栓にて行います。

(イ) 水質基準項目

水道法施行規則第15条に基づき、表2-1から表2-6までのとおり、各配水区域の末端給水栓にて水質検査を行います。濁りをはじめとした9項目の検査を毎月1回、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目を3か月に1回、51項目全ての検査を1年に1回実施します。

(ウ) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、表3-1、3-2のとおり井戸水として検出する恐れがある18項目を原水及び末端給水栓にて年1回実施します。(令和6年度は柏森南部第1水源系統にて実施)

また、PFASによる水質汚染問題に対応するため、国の動向に注視しつつ全水源を対象に年1回の水質検査を実施します。なお、当組合独自の判断として目標設定値内であっても、原水において0.000035mg/lを超えた場合は、濃度低減化措置を図りつつ、原水、給水栓共に毎月検査を実施し監視を強化します(表3-3)。

(エ) クリプトスポリジウム対策項目

「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」に基づき、指標菌の検査を3か月に1回実施します(表4)。

(オ) その他の項目

「愛知県水道水質検査等実施要領」に基づき、すべての井戸の原水にて年1回の検査を実施するほか、原水及び給水栓の経過監視項目について検査を行います(表2-1から表2-6まで)。

(2) 採水地点(各配水区域の原水及び末端給水栓)

No.	名称	原水及び給水栓水採水場所	
1	河北配水場	給水栓	大口町堀尾跡一丁目58-1(大口南部配水場)
2	大口北部配水場	原水	大口町下小口三丁目95(大口北部水源)
		給水栓	大口町下小口四丁目230-3(天神パーク)
3	大口南部配水場	原水	大口町堀尾跡一丁目58-1(大口南部水源)
		給水栓	大口町大御堂一丁目125(大御堂児童遊園)
4	柏森北部配水場	原水	扶桑町大字柏森字甲寺裏47-1(柏森北部水源)
			扶桑町大字柏森字中屋敷163-5(柏森東部水源)
			扶桑町大字柏森字辻田367-1(斉藤水源)
給水栓	扶桑町大字斎藤字山神102(斎藤学習等供用施設)		
5	柏森南部配水場	原水	扶桑町大字柏森字西前296(柏森南部第1水源)
			扶桑町大字柏森字西前193(柏森南部第2水源)
		給水栓	扶桑町大字斎藤字旭414(斎藤南児童遊園)
6	扶桑北部配水場	原水	扶桑町大字南山名字本郷180(扶桑北部第1水源)
			扶桑町大字南山名字本郷180(扶桑北部第2水源)
		給水栓	扶桑町大字高雄字下野59(下野児童遊園)

(3) 常時監視について

浄水の残留塩素及び原水の濁度については下記の地点で自動計測器により常時監視をしています。

(ア) 残留塩素（浄水）

河北配水場、大口北部配水場、大口南部配水場、
柏森北部配水場、柏森南部配水場、扶桑北部配水場

(イ) 濁度（原水）

大口北部水源、大口南部水源、柏森北部水源、柏森東部水源、齊藤水源、
柏森南部第1水源、柏森南部第2水源、扶桑北部第1水源、扶桑北部第2水源

6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- (2) 配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又はその恐れがあるとき。
- (3) その他、特に必要があると認められるとき。

7 水質検査方法

水質検査は、公益社団法人日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道G L P）の認定を取得し、「環境省水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において測定精度が良好と判定された（「第1群」に評価された）検査機関に委託します。水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法）で実施します。

8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

(1) 水道水質検査計画の公表

水道水質検査計画は毎年度策定し、ホームページ上に掲載します。

(2) 水質検査結果の公表

水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

(1) 国等との連携

国、愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報の収集を図ります。

(2) 県営水道との連携

丹羽広域事務組合水道部の水道水の約64%が県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。